

会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 令和6年3月7日(木) 午前10時
1. 招集場所 牛久市役所議場
1. 出席議員 22名

1番	鈴木勝利
2番	伊藤知子
3番	藤田尚美
4番	磯山和男
5番	池辺己実夫
6番	甲斐徳之助
7番	塚原正彦
8番	柳井哲也
9番	遠藤憲子
10番	大森和夫
11番	加藤政之
12番	出澤大
13番	山本伸子
14番	小松崎伸
15番	水梨伸晃
16番	伊藤裕一
17番	杉森弘之
18番	須藤京子
19番	黒木のぶ子
20番	高嶋基樹
21番	諸橋太一郎
22番	石原幸雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	沼 田 和 利
教 育 長	川 村 始 子
市長公室長	飯 野 喜 行
経営企画部長	二野屏 公 司
総 務 部 長	野 口 克 己
市 民 部 長	吉 田 茂 男
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	大 徳 通 夫
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	小 川 茂 生
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	大 里 明 子
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 財 政 課 長	糸 賀 修
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 高齢福祉課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 医療年金課長	石 野 尚 生
環境経済部次長兼 商工観光課長	藤 木 光 二
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	滝 本 仁
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課長補佐	宮 田 修
庶務議事課主査	椎 名 紗央里

令和6年第1回牛久市議会定例会

議事日程第5号

令和6年3月7日（木）午前10時開議

日程第 1. 一般質問

日程第 2. 議案第 7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第 3. 議案第 8号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第 4. 議案第 9号 牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例について

日程第 5. 議案第10号 牛久市学校給食費条例の一部を改正する条例について

日程第 6. 議案第11号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7. 議案第12号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 8. 議案第13号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 9. 議案第14号 牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

日程第10. 議案第15号 牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

日程第11. 議案第16号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第12. 議案第17号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第13. 議案第18号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について

日程第14. 議案第19号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第9号）

日程第15. 議案第20号 令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第16. 議案第21号 令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第17. 議案第22号 令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

日程第18. 議案第23号 令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算（第3号）

日程第19. 議案第24号 令和6年度牛久市一般会計予算

- 日程第 20. 議案第 25 号 令和 6 年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 21. 議案第 26 号 令和 6 年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 日程第 22. 議案第 27 号 令和 6 年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 23. 議案第 28 号 令和 6 年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 24. 議案第 29 号 令和 6 年度牛久市下水道事業会計予算
- 日程第 25. 議案第 30 号 市道路線の認定について
- 日程第 26. 議案第 31 号 市道路線の路線変更について
- 日程第 27. 議案第 32 号 市道路線の廃止について
- 日程第 28. 議案第 33 号 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について
- 日程第 29. 議案第 34 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 30. 議案第 35 号 牛久市・阿見町斎場組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第 31. 意見書案第 1 号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）の防止対策の強化を求める意見書の提出について
- 日程第 32. 議案第 38 号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 33. 休会の件

午前１０時００分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第１、一般質問を行います。

○

一般質問

○諸橋太一郎 議長 初めに、１０番大森和夫議員。

〔１０番大森和夫議員登壇〕

○１０番 大森和夫 議員 皆さん、おはようございます。

議席番号１０番、日本共産党大森和夫です。どうぞよろしくお願いいたします。

今年１月１日の能登半島地震被災者の皆様のお見舞いを申し上げます。新年早々の能登半島地震、日本国民全員が大変驚き、全国から支援とボランティアが集まっております。しかし、まだまだ給水、道路整備等々復興が遅れている状況です。支援やカンパをお寄せいただいた皆様に感謝とお礼も申し上げます。

そして、牛久市においては、その影響もあって、市民の防災意識と防災の関心が高まっております。先週も３月１日に１回、２日には２回、深夜に千葉県を震源地とする房総半島の連続地震で、さらに市民の不安は高まっていると思います。

そこで、まず第１に牛久市の災害対策などについて伺います。

１月１日はお休みの日、帰省客も多かったという能登半島の状況でございました。休日、祝日の災害に対する市の職員体制、また他の自治体への支援体制について伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 まず、職員の動員体制ということで答弁させていただきます。

災害における職員動員体制の基準につきましては、地域防災計画にて定めております。

なお、動員の基準となる各種注意報、警報、土砂災害メッシュ情報については、気象台からの発令、土砂災害警戒情報については、茨城県及び気象台からの発令、警戒レベルは、当市で発令するものになります。

まず、風水害時ですが、気象注意報または気象警戒発令の可能性が高いときや、土砂災害メッシュ情報が注意になった際には、警戒レベル２と判断し、情報収集体制を取り、防災課職員４名と市長公室職員１名が参集して、各種情報収集などの対応に当たります。

次に、洪水警報、大雨警報、土砂災害が発令されたときや、土砂災害メッシュ情報が警戒になった際、及び警戒レベル３で高齢者等避難を発令する際には、警戒体制を取り、市民部長をトップとした警戒本部を立ち上げ、必要に応じて町内の各部局より６０名を２０名の３班に分けて参集し、８時間交代で対応に当たります。

そして、土砂災害警戒情報が発令されたときや、土砂災害メッシュ情報が非常に危険になった際、及び警戒レベル４避難指示を発令する際には、非常体制１号を取り、市長をトップとする災

害対策本部を設置し、市職員の半分を3班に分けて、8時間交代で対応に当たります。

さらに、大規模土砂災害が発生した場合や、警戒レベル5緊急安全確保を発令する際は、非常体制2号を取り、全職員を3班に分けて8時間交代で対応に当たります。

次に、地震発生時ですが、配置人員は風水害時と同様となります。市内の震度が4を記録した場合に、情報収集体制を取ります。

市内の震度が5弱を記録した場合に、警戒体制を取り、警戒本部を立ち上げます。

市内の震度が5強を記録した場合に、非常体制1号を取り、市長をトップとする災害対策本部を設置いたします。

市内の震度が6弱以上を記録した場合には、非常体制2号を取り、各種対応に当たることになります。

この動員体制については、平日、休日、祝日、年末年始、日中、夜間ともに共通ということになっております。

もう1点、自治体間の支援というような御質問があったかと思います。

災害発生時の支援体制ですが、埼玉県北本市、宮城県加美郡色麻町、愛知県西尾市、常陸太田市については、当市と災害時等の相互応援協定を結んでおりますので、協定締結市町にて災害が発生した際は、直接連絡を取り合って必要な支援を平日、休日を問わず、速やかに実施していくことになります。

協定を結んでいない市町村で災害が発生した際ですが、茨城県防災危機管理部は、24時間体制で職員が常駐しており、茨城県に対して総務省等からの支援の要請が入った際は、牛久市役所もしくは緊急時連絡体制として、市民部長もしくは防災課長に直接電話が入ることになっておりまして、支援の要請が入り次第、災害時相互応援協定を締結している市町と同様に、平日、休日を問わず、速やかに支援の準備に取りかかることになります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 詳しい答弁ありがとうございます。

地震、洪水等の災害に対する市役所の職員体制、応援体制等々を詳しく聞いて、市民の皆様も一段と安心感を覚えるかと思います。

各種支援体制については、報道等を見ますと、全国の知事会や市長会、国の要請等々多数あるかと思います。今回の能登地震は年末年始の官公庁6連休の4日目、御用始めまで3日でした。正月三が日が連休だと判断が遅れるという点では、地震発生から72時間以内の被災者の生命確保に対して、なかなか体制が取れていなかったような印象を受けました。

今年の1月に、私が静岡県熱海市で行われました日本共産党の全国党大会第29回が4日間、1月15日から行われました。そこで、5回目の来賓挨拶に来ていただいた地元の熱海市長の挨拶では、過去の土砂災害の復興支援の感謝と教訓に学び、能登半島地震の翌日1月2日には給水車の派遣決定をして派遣をしたこと、また、翌1月3日には人員派遣を決定し、派遣したということでは、そういう連休中の熱海市長の判断、即断に対しては、素早い対応ということでは注目

の的になったかと思っております。

今回全国的に派遣対応決定は、3日後の官公庁が開始した1月4日、さらには3連休を挟んだ8日後の1月9日となったことは、地元能登半島の自治体からすればちょっと遅かったのかなという印象です。

今後市役所の閉庁日の在り方、マニフェストの見直しを要望したいと思います。

また、さきの答弁の中では、市との協定を結んでいる自治体間では、直接連絡を取って支援要請の確認をできるというところでは、被災地との連携の在り方でも、全国の自治体が一斉に行っても迷惑になるし、その連休の初動の動き方については、いろいろ今後国や県、関係省庁の行動を分析しながら、東日本大震災の経験がなかなか生かせなかったことについても、マスコミ等々で報道されておりますし、今後検討課題になるかと思しますので、市についても再度マニュアルを見直して、より早急な地震、災害対応、応援体制の見直しを要望したいと思います。

次に、災害部品の市のストック状況について伺います。

テントやトイレ、ベッドなど等々、災害物品について、さきの議員質問についても答弁がありました。再度確認のためストック状況について伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 災害時の備品、備蓄品のストック状況ということでございますが、災害物品のストック状況につきましては、備蓄している品目については、食料としてアルファ米、ライスクッキー、水が不要なレトルト御飯、麺類、乳幼児用ミルク、ベビーフード等を用意しております。

食料品以外の主な備蓄品数量につきましては、質問順位第2番の出澤議員の質問に御答弁させていただいたとおりでございます。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 ストック状況については了解しました。また今回、避難所の冷暖房エアコンについては、能登半島の被災地避難所については、暖房がなかったというところで牛久市民の方からは、牛久市ではどうなっているか心配しております。

現在市の一次避難所である行政区の自治会館については、エアコンは完備されているかと思いますが、運動公園体育館や、市内の小中学校の体育館のエアコンについての状況について心配しておりますので、その状況について伺います。

また、プライバシーの確保や、障害者、高齢者などの対策、ペット対策について、どのような対策を取っているか伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 まず、避難所のエアコンの設置状況という御質問にお答えいたします。

避難所におけるエアコンの設置状況ですが、各行政区の集会所を中心としております第1次避難場所では、66施設中61か所でエアコンが設置されてございます。

また、その他の避難所では、第2次避難所となっている東洋大学附属牛久中学校、高等学校、及び福祉避難所となっている総合福祉センター、三日月橋生涯学習センター、奥野生涯学習セン

ター、牛久運動公園武道館の4か所にエアコンが設置されている状況です。

また、プライバシー保護ということで申し上げますと、まず市では、先ほど申し上げましたとおり総合福祉センター、三日月橋生涯学習センター、多くの生涯学習センター、牛久運動公園武道館の4か所を福祉避難所として指定しており、災害発生時に通常の避難所で生活を送ることが困難な方の避難所を確保してございます。

福祉避難所には、他の避難所と同様に、各種のテントやパーティション等の資機材のほか、福祉避難所用に、1回ごとに排せつ物を凝固させ、排せつ物の入った袋を電動で熱圧着できる専用のトイレを確保しており、災害弱者の方が避難生活を送れるような対策を取っているところでございます。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 ペット対策のほうにつきまして、お答えさせていただきます。

災害が発生した際の飼い主とペットの同行避難、ペットと入れる避難所の設置については、当市においても以前から大きな課題であると捉えておりましたが、1月1日に発生しました能登半島地震においても、改めて大きな課題として浮かび上がっております。

ペットを持つ飼い主がペットと共に避難できる場所を確保することは、そのような方々を危険や災害関連死から守ることにつながると認識しております。

一方、地域防災計画で2次避難所となっている小中義務教育学校等については、原則として体育館を使用することとなっており、1つのフロアの中に一般の避難者とペット連れの避難者が一緒に避難することは、犬猫が嫌いな方や、アレルギーのある方や、臭いの問題などで難しい場合も考えられるため、現状の対応といたしましては、屋外にテントを設営し、ペットと飼い主が分かれて避難所で過ごす形が想定されております。

能登半島地震の例では、トレーラーハウスを借りてきたり、屋内に避難用テントを張ってペットと飼い主の避難スペースをつくったり、インターネット等を通じて様々な対応例が紹介されておりますので、そういったものを参考にしながら、できることはないか検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 先ほどの質問で市内の小中学校の体育館のエアコンの設置状況についても伺ったんですが、その点は回答ございますか。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 第2次避難場所として18か所が指定されてございます。そのうち14か所が市内の小中学校ということになっておりますが、そちらにはエアコン等の設備はございません。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 回答ありがとうございます。

次に、今回被災地では、飲料水、トイレの水など大分お困りの状況が報道されておりました。そういう点で、飲料水、トイレの水の確保に大分困難を極めていた状況だと思います。そういう点で、井戸水や雨水の利用が有効だと思われますが、牛久市ではその点について対策や検討しているか、状況を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 飲料水に関しましては、500ミリペットボトルを1万7,400本を備蓄しております。

また、ペットボトルの備蓄以外に市内4か所、岡田小学校、田宮防災広場、刈谷第2街区公園、みどり野第1街区公園に上水道が常時循環している飲料水兼用の耐震性貯水槽を整備しており、本貯水槽にて340トン分の飲料水を確保している状態です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 答弁ありがとうございます。耐震性の貯水がされているというところでは、市民も一安心だと思います。

ただ、ペットボトルを飲用水以外に使う抵抗感もありますし、そういう点では、除菌されていない井戸水等々が有効かと思われます。また、非常時の貯水槽についてもやはり給水については、停電のときにはなかなか困難になるかと思えます。それは県南水道、井戸についても同様ですけれども、こういった点では停電対策や、手動の小型の井戸の検討も有効かと思われますので、今回を教訓に精査と見直しを要望いたします。

次に、先ほども質問いたしました雨水や井戸水の利用、このことは災害時の利用や環境や防災対策に重要ですが、利用や考え方について伺います。

節水、トイレに使うこと、庭の散水や車の洗車などに使うことで、個人や企業などが雨水、井戸水の利用設置をしていることが見受けられますし、東京を中心にそういった雨水や井戸水の利用設置についての補助を行っておりますが、牛久市についてそういった補助がどうなっているか伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 雨水の利用についてでございますが、雨水をため、災害時に利用するための設備を公共施設に整備している箇所はございません。

次に、井戸水の利用状況ですが、市では第1次避難場所となっている行政区の区民会館や、集会所へ井戸の設置を実施しております。箇所数等につきましては、質問順位1番池延議員の質問に答弁したとおりでございます。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 個人や企業の雨水タンク、井戸の設置については、非常時の非常用水としての利用や洪水対策、水道の節水、トイレの処理水など飲用水以外の利用などに有効です。個人では平均300リットルの雨水タンクを雨どいにつけることで、1台おおむね5,000円から5万円程度の金額がかかります。

東京を中心にするところでは、なかなか雨水が地下に浸透しないというところで、雨水タンク

が洪水予防ということに効果を現すというところで、この5万円程度という見込まれるところでは、東京の自治体を中心に半額補助で上限2万5,000円の補助を実施しているところが多いです。

今後、検討と牛久市で普及のために、そういう政策を検討しているかどうか状況を伺います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 雨水タンク設置に関する補助につきましては、昨年の第3回定例会でお答えしたときと変わっておりませんで、単独浄化槽から雨水貯水槽への転換による補助制度の利用はないという状況でございます。

また、100リットル程度のタンクであれば、ホームセンターなどで安価で購入でき、場所さえあれば誰でも気軽に設置できるため、ためた雨水を有効に活用すれば、その分水道料金も節約になり、行く行くは設置金額の元が取れるというふうに捉えておりまして、補助制度の新設は今のところ考えてございません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 申し訳ありません、先ほどエアコンの設置の質問におきまして、第2次避難所となっております学校にはエアコンが設置されていないという表現をしてしまったんですが、体育館にはエアコンが設置されておりませんが、各教室等その他の施設には設置されておりますので、よろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 答弁ありがとうございます。

雨水タンクについては、1万円程度ということで個人負担になるかと思いますが、一方ではごみの処理機については、ごみの減量化ということでごみの減量などの機械について補助をしている状況ですので、今後の検討を、周辺自治体の実施状況を調査して、さらなる検討と進めるべく努力して要請したいと思います。

次、3番目に、スポーツのまちづくりについて伺います。

集客や観光がスポーツが盛んな地域においては、全国的にもマスコミ的にも注目が集まっている状況だと思います。また、市民の体力や健康増進にスポーツの利用しやすい環境整備が拡大しているかと思っています。

そういう点で、牛久市のグラウンドがまだまだ土や石が転がっている運動公園や野球場があるというところでは、けがが出やすかったり、安全にスポーツができない状況と認識しております。

そこで、牛久市のグラウンドの土の面の全面芝生化や、人工芝にすることで、けがの心配が減り、安全にスポーツに取り組むことができます。全国的にも全面芝生化や人工芝が増えていると思います。

特に、メンテナンスが要らない人工芝については、最近は品質がよくなり、天然芝と変わらず柔軟性があり、クッションに優れています。野球場、サッカー場、多目的広場など現在の牛久市の設置状況、検討状況について伺います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

市内の運動施設としましては、牛久運動公園、牛久運動広場、女化運動広場、栄町運動広場、奥野運動広場の5か所がございます。

この中で、現在全面芝生化している施設は、女化運動広場の1か所、一部芝生化しているのは運動公園の野球場それから栄町運動広場の2か所となります。

芝生化するメリットとして、議員からもございましたが、けがを防止できるですとか、年代問わず使用できる等々挙げられるかと思えます。

しかしながら、維持していくためのランニングコストは、土のグラウンドを管理するより高額になりやすいことや、芝生の種類にもよりますが、長期にわたる利用停止が発生するなど、デメリットとなる面も想像することができます。

現に、女化運動広場においては、天然芝養生のため、毎年2月中旬から6月中旬までの期間で利用を制限し、芝の発育を促しております。

令和5年3月に策定したスポーツ推進計画の中で、牛久運動公園多目的広場の芝生化の検討を記載しております。

市民の体力、健康増進を図るため、ニーズに合わせたスポーツ施設の整備を検討する中で、どのような施設とすることが必要なことなのか、メリット、デメリットは何なのかを十分検討し、これからの施設整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 本日の茨城新聞の報道でもありましたが、近隣の河内町で廃校になった小学校のグラウンドを全面人工芝にして、周辺や都内からのゲートボールなど、多様なスポーツを呼び込んで、スポーツのメッカにするような報道がされております。

そういった地域振興の補助金や債権を使って有効に活用する、また夜間照明も設置して、集客力を上げる報道もされておりますので、その点を視察、研究していただいて、人工芝が天然芝より経費等メンテナンスでどう有効か検討して、今後また人工芝と天然芝の有効性、拡大について依頼したいと、お願いしたいと思います。

次に、2番目としましては、スポーツによる市の発展が全国の自治体において広がっていると思います。観客や応援チームの練習場になることで、選手や応援団が多数押し寄せて、スポーツによるまちづくりの成功事例としても報告がされております。

現在、牛久市においては、プロ野球日本ハムファイターズ2軍の試合開催や、サッカーJリーグ鹿島アントラーズと提携し、Jリーグチケット販売など一定の協力は進んでいると思います。

今後、施設整備をすることで、よりプロやアマチュアスポーツ、個人など、そういったチームの2軍、3軍、サテライト、女子チーム、ジュニアチームなどの利用促進を図ることで、観光などの起爆剤になると思います。

茨城県内では、守谷市の野球場がプロ野球ヤクルトスワローズの2軍の練習場として契約を締

結し、スポーツタウンとして高速道路のインターチェンジの建設を予定するとか、施設の充実、周辺環境整備を進め、選手関係者やファンが多数押しかけ、今後の観光客増大、経済的効果が期待されております。

県内の鹿行地域の鹿嶋市や神栖市においても、プロサッカーチーム鹿島アントラーズが来る前から、テニスやサッカーの合宿練習場で民宿やホテルが繁栄し、私も過去に利用したことがあります。また、住友金属サッカー部が来てＪリーグが発足し、鹿島アントラーズとなって、本拠地となり、茨城県も支援し、鹿島サッカースタジアムが設立され、観客や観光客が多数来県している状況だと思います。また、全寮制の鹿島学園も近隣に創設され、スポーツ選手が憧れる鹿行地域となっている状況となっているのではないのでしょうか。

また、私ごとですが、私が所属した東京２３区の区役所の社会人野球チームでは、例年１月に自主トレを開始し、２月には毎週グラウンド練習、３月以降は連休を挟んで２泊３日の合宿を行い、４月のシーズン開幕に備えていました。

合宿地としては千葉県の鴨川市営球場、千葉県館山県営球場、さらには先ほどの鹿嶋市のグラウンドや、取手市の藤代球場や、お隣の阿見町の球場を利用しました。宿泊先としては、牛久市のビジネスホテルも利用させていただきました。こういったアマチュアスポーツの利用の経済的効果も大きいと思います。

さらに、今年２月には千葉県千葉市に本拠地を置くプロ野球千葉ロッテマリーンズが移動時間１時間の周辺自治体を対象に、２軍選手の練習場タウンを募集し始め、交通宿泊など整備を条件に募集を始めました。

守谷市をまねろとは言いませんが、今後５年以内の構想ですが、ぜひ牛久市も立候補して、経済観光産業の起爆剤にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

市内の運動施設、とりわけ牛久運動公園につきましては、市内で唯一市外からの集客が見込める運動施設となっております。

そのため、市外からの集客、交流人口の増加を目指して、スポーツイベントの開催にとどまらないスポーツ施設の活用を推進しているところです。

先ほど申し上げました令和５年３月に策定したスポーツ推進計画の中で、交流人口の促進につながるスポーツ施設の整備の主な取組として、牛久運動公園内施設の集客イベント等利活用の検討、新たな交流人口創出につながる空間の検討を記載しております。

また、施設の充実により、プロスポーツ団体等との連携強化や、子供たちスポーツの充実を図り、スポーツのまちづくり、集客、観光を図っていくことを目指しております。

しかしながら、施設の整備となれば、多額の予算が必要となってまいります。そのため、市公共施設の整備については、公共施設等総合管理計画の中で必要性の有無を検討しながら、順次進めているところです。

牛久運動公園に限らず、新設、既存施設の必要性をしっかりと協議した上で、必要となれば市

内外からも認知されるような施設として整備を進め、利用を促進することによる交流人口の拡大など、市にとってメリットのある施設として整備していけるよう検討を進めたいと考えております。

次に、千葉ロッテマリーンズの公募のお話だったかと思います。

今回千葉ロッテマリーンズがファームの本拠地の自治体公募、こちらを開始したことは承知しております。その公募の条件として、1つ目に地域との連携、2つ目に立地、敷地、施設、3つ目に永続的な運営スキームが挙げられております。

1つ目の地域との連携では、自治体のみならず、地元住民、地元企業との連携、協力体制の確立、これを要件にしております。2つ目の立地としては、約11万平米に及ぶ敷地、こちら更地という公募の内容になっております。また、20年以上にわたって継続的にその敷地が利用可能であること。3つ目の運営の部分に関しましては、公民連携による持続可能な施設整備が可能であることなど様々な要件が提示されております。

確かに、プロ野球球団が市内に施設を持ち、選手が牛久市を生活圏としてくれることは、市にとって、市民にとっても大変有益なものになることは想像はできます。しかしながら、牛久市として、現時点このような公募条件に対する準備が整っていないというふうに思われる状況の中で、安易に手を挙げることは難しいのではないかと考えております。

先ほど議員からもありましたとおり、現在牛久市は県南西7市で構成するスポーツによる地方創生、産学官連携プラットフォームに参加しており、そのプラットフォームとプロ野球球団の日本ハムファイターズがパートナー協定を2022年9月に締結をしており、牛久市でのイースタンリーグ開催や、子供たちの体力向上を目的としたプログラム実施に御協力をいただいているところもあります。

以上のような状況からも、現時点今回の公募に対し、牛久市として手を挙げることは考えてはおりません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 答弁ありがとうございます。

なかなかプロ野球球団のスポーツタウン構想は、規模が大きく、各自治体でも戸惑っているというところも報道されております。

今回は履行が難しいということですが、いろいろな拡大のお話は伺いました。今後もスポーツタウン牛久において、スポーツで発展する牛久を目指して、いろいろ検討をしていただくことを要請いたします。

次に、高齢者、身障者などの支援についてであります。

市民の交通の足となっております、現在、かっぱバスやうしタクについては、いろいろ運転手の確保の問題で、なかなか市民の要望どおり運行ができていないという状況を伺っております。

運行時間の拡大については、市民の要望はできれば5時から夜の7時までですね、夕方延長してほしい話や、うしタクの利用運行については近隣の大型の病院があるつくば市や阿見町、土浦

市、龍ヶ崎市、取手市へ利用希望も増えております。

さらなる時間とエリア拡大と予約システムの導入について伺います。

現在発生している運転手不足と働き方改革、また運行集客の効率性でバスが廃止、減便されている状況の中で、厳しい状況かと思われますが、今後の検討課題としては受け止めはいかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

かっぱ号につきましては、本市の公共交通におきまして、定時、定路線で多数の利用者の移送が可能な交通手段として、大変重要な役割を担っているものと捉えております。

令和6年4月の減便を伴うダイヤ改正を受け、市内公共交通全体での見直しを図る中でも、各運行ルートの利用状況を踏まえ、ルートの再編を含めた対応が必要であると考えており、運転手不足や所有する車両数など、限られた中とはなりますが、効率を重視しながら、利便性の向上を目指すことにより、利用者数や収益率の向上を図ってまいります。

また、うしタクにつきましては、令和2年10月の運行開始以降、コロナ禍ではありましたが、利用者が毎年増加し、現時点では地域公共交通計画に位置づける目標値の月800人を上回る月もあるなど、利用が伸びている状況にあります。

利用者の伸びに合わせ、予約の際にお断りする件数も増加しており、増車や運行時間の拡大を含む検討が必要なものと認識しておりますが、運行事業者からは運転手不足の状況は、タクシー業界においても同様であり、現時点でうしタクの事業拡大は難しいものと回答を得ているところであります。

しかしながら、これまでも利便性向上のための方策は随時検討しており、運行日、運行時間、運行範囲などの検討、併せて利便性が向上する予約システムの検討など、今後におきましても引き続き新たな民間事業者の活用など、具体策を検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 答弁ありがとうございました。

運転手不足、働き方改革、経費率、費用対効果等々大変厳しい状況かと思いますが、具体的な改善を要望します。

運転手については、人が少ないという中では時差出勤とか、知恵と工夫で利用時間の拡大や、近隣拡大の検討をお願いいたします。

次に、自動運転バスの試行運転が全国で始まっておりますが、県内でも境町や日立市が始まっているということで、好評だと聞いております。

新規の交通システムの導入では、企業の試験導入を受け入れることや、またライドシェアやデマンドタクシーなども試行がいろいろ始まっているかと思います。初期投資がかかるというところの点では、国の許認可や企業が率先して、整備をして試験運行をしていただければ、地元自治体の出費も少なくて済みますが、なかなか今後の希望自治体も多い中では、なかなか厳しい環境かと思います。

そういう状況の中では、県内ではコミュニティバスの運行や無料バスの運行については、牛久市を含め28自治体が開始し、デマンドタクシーなどについても、牛久市を含め32自治体が始まっております。

また、路線バスでもいろいろ縮小傾向がありますが、そういった路線バスの会社の意見書はさきの議会で否決されておりますが、県内では新たに24の自治体が路線バスの会社の補助を始めております。

こういった利用の検討状況については、牛久市ではどうなっているか伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 本市の公共交通の見直しに当たりましては、さきの答弁のとおり、現在の運転手不足の状況や、所有する車両台数など限られた中での検討となりまして、既存の交通手段の改善には、一定の限界があるものと考えてございます。

そこで、御提案の自動運転やライドシェアなど、いわゆる新技術やシステムを導入することで、利便性を上げていくことは必要なものであり、本市の地域公共交通計画にも新技術の導入についての検証を位置づけているところでございます。

自動運転などの新たな技術の導入には、安全性の確保や、導入コストなどの精査すべき点も多く含んでいるものと認識してございます。

また、ライドシェアなど、国において現行の制度に沿った中での新たな取組も検討されている状況となりますので、本市の公共交通の現状に応じた制度を視野に入れ、取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 答弁ありがとうございます。

今後さらなる研究、検討、早期実現をお願いしたいと思います。

次に、補聴器の補助について質問いたします。

昨年の6月議会と12月議会でも私質問させていただきました。高齢者の補聴器の購入費の助成、実施予定について伺います。

難聴については、認知症リスクを高めます。昨年夏に、私は筑波大学附属病院の耳鼻咽喉科、頭頸部外科教授の田淵経司医師の話を直接伺いました。

お話の中では、加齢性難聴については、50歳から始まる、60歳以上では3人に1人が発症する。70歳以上で約半数となり、日本では1,437万人以上いるとお話しし、次の点を強調されていきました。

補聴器利用のポイントとしては、1番目に補聴器の必要性和効果を適切に判断することです。2番目には多くの補聴器から適切に選択すること。3番目に個人ごとに補聴器を細かく調整すること。4番目に効果を得るには、適切なトレーニングの実施が必要だということを説明し、利用に当たってさらに重要なことは、1番目に耳の専門医による診察が必要だということ、2番目には認定専門店で認定補聴器技術者と相談することが大事とっております。

市議会で意見書が採択され、実施されていないのは県内では牛久市だけと聞いております。高齢者や高齢者団体、シニアクラブなどからも失望感は大変大きいものです。県内でも意見書の採択の後、実施されております。県内でも実施自治体が増えていると聞いています。古賀市と城里町では1万円の助成をしている。つくば市と土浦市が2万円の助成をしている。また、新年度、2024年度からは、常総市が5万円、龍ヶ崎市とつくば市が3万円、東海村も実施予定と聞いております。

令和2年度第4回定例会において、公的助成を求める意見書採択以降3年以上たっております。この検討状況について再度伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 補聴器を購入する際の助成制度に関しましては、昨年度まではもとより、今年度も定例会のたびに御質問いただいております。その都度制度設計の難しさや、他事業との公平性や優先順位などから、早急な実施は難しく、またその実施時期についても明確にお示しすることができないことをお答え申し上げてまいりました。

現時点におきましてもその状況は同様でございます。来年度予算においても計上してはおりません。

補助額一つを見ましても、数十万円もの高価な補聴器に対し、幾らの補助により費用対効果が得られるのか等を検証すべき点が多く、引き続き助成の在り方、他事業との優先順位等を考慮し、目的に合った支援方法も含め検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 答弁ありがとうございます。

残念ながら、前回と同じで調査研究というところでおりますので、実施自治体、周辺でも龍ヶ崎市が3万円、つくば市が2万円、土浦が2万円と開始しておりますので、ぜひ実施をお願いします。

先月、2月にも市長が高齢者団体の要望を聞く機会を与えていただいて、大変感謝しております。高齢者の生の声も聞いていただきました。調査より実施、難聴による高齢者のひきこもり、病気の誘発も心配です。早期の実施を求めます。

1人1万円でも100台で100万円で実施できます。補聴器は1台5万円ぐらいから50万円と、高齢者には高額です。市の実施開始を待っている高齢者がたくさんいますし、待ち切れなくて買ってしまったという高齢者も聞いております。ぜひ早期実施をお願いしたいと思います。

牛久市の財政調整基金、毎年積み上がって約35億円となっております。その他予備費、ふるさと納税も増えております。こういったところを先行投資で有効活用をしていただきたい。ぜひ2024年度中に実施をする、意見書採択から3年以上、遅過ぎます。ぜひ補正予算を組んで実施したいと思います。この点についてまた回答があればお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 あればということで、お答えすべきかちょっと一瞬迷ったんですけれども、お答えの内容としましては先ほどの答えと大きく変わるところはござ

いません。1人1万円だとして100台で100万円とお話ございましたけれども、一方で数十万円もの高価な補聴器に対しまして、先ほど申しましたが、1万円、2万円という補助で本当に費用対効果が得られるのかというところもあると思いますし、補聴器が合うか、合わないか、そういうところも高価なものである以上、より一層必要なのかなと思いますので、引き続き助成の在り方等を検討してまいりたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 答弁ありましたように、補聴器高額になっております。ですから、補助を高齢者は待ち望んでいる。

やはり、耳が聞こえない難聴ということで、外出機会が減る、ひきこもりになる、痴呆が進むという医師の報告もあります。ぜひ市民は助成を待ち望んでおります。今後の沼田市長の決断と実行力を期待して、私の質問を終わります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 以上で、10番大森和夫議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時05分といたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、16番伊藤裕一議員。

〔16番伊藤裕一議員登壇〕

○16番 伊藤裕一 議員 会派日本維新の会の伊藤裕一です。本日は、大きく2点について一般質問をいたします。

1点目は、防災対策についてであります。

本年1月1日に発生した能登地震では、自然災害はいつ発生してもおかしくないということを再認識させ、インフラが寸断される中での支援受入れ、避難所の生活環境等、多くの課題を残しました。

能登地方は、視察で訪れたこともある地でございます。同地方が復興への歩みを進むことを望むとともに地震でお亡くなりになった方の御冥福をお祈りするものであります。

一方、今回の地震を教訓として、いかに本市での自然災害による被害を少なくするのかということを考える必要があります。

災害が比較的少ないとされる本市ではありますが、茨城県は県南地域をはじめ地震の発生が多く、大規模地震のリスクもあるものとされております。また、豪雨など、水害などほかの災害に対する備えも怠るべきではありません。

そこで、まずは地震に関連して、質問が重なりますが、住宅の耐震化について質問をしてまいります。

周知のとおり１９８１年、昭和５６年５月３１日までの建築確認において適用されていた基準のことを、旧耐震基準と呼びます。旧耐震基準は震度５強程度の揺れでも建物が倒壊しない基準であり、それ以降に建築確認を受けた震度６強や震度７程度の地震でも倒壊しない新耐震基準と比較して、緩やかな基準であります。

１９７０年代よりベッドタウンとして発展した本市にあって、開発の初期に建築された住宅をはじめ旧耐震基準の住宅もあるものと推察をいたしますが、本市の耐震化率は何％であり、近隣自治体と比較して高いのか、低いのか、池辺議員、出澤議員に答弁があったところでもございますが、改めましてお示しをいただければと存じます。さらに、本市は耐震診断士派遣事業を行っておりますが、同事業の実績をお示してください。

そして、空き家対策の質問でも度々言及されるとおり、本市は個人資産形成に資するべきではないとの考えから、住宅リフォームへの補助を行っていません。市民の生命・財産を守る観点から、とりわけ旧耐震基準住宅の耐震補強に関しては、優先して補助制度を設けるべきと考えます。改めまして見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

牛久市内にある旧耐震基準の住宅につきましては、池辺議員並びに出澤議員に答弁したとおり、住宅総数約３万４、２００戸のうち、耐震化率を算定いたしますと、推計約９２％と高い割合になっております。

これは、令和６年１月現在の茨城県が集計した市町村別の住宅耐震化率では、県内で５番目に耐震化率が高い数字となっております。

また、牛久市では木造住宅耐震診断士派遣事業を無料で実施しており、令和５年度までに４８２件の耐震診断を実施しております。

平成１８年度より耐震化の啓発や、無料の耐震診断を実施した効果もあり、牛久市内の住宅の耐震化が順調に進んでいることから、現在耐震補強設計や耐震改修工事の補助制度につきましては、検討しておりません。

今後につきましては、国、県や他市町村の動向を注視してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○１６番 伊藤裕一 議員 耐震化率９２％、県内５番目の耐震化率ということで、補助制度については検討していないとの御答弁でありました。

一方、恐らくひたち野西やひたち野東の耐震化率はほぼ１００％であると思われる一方、旧耐震と思われる古い家屋が散見される住宅地もあるなど、市内高齢化率が地区によって違うのと同様、耐震化率もまた地域によってばらつきがあるのではと推察されます。引き続き補助制度を検討いただくことを望みまして、次の質問に移ります。

続きまして、旧耐震基準の住宅は断熱性など耐震性以外の住宅性能も現在の住宅と比較して劣っており、耐震性に関しましても２０００年以降の基準を新耐震基準とも呼ぶそうですが、新耐

震基準の中でも年代が新しい住宅ほど優れた耐震性を備えています。

高齢になり、世帯人数が減り、管理面から広過ぎる住宅よりは小型の住宅を望む需要もあることでしょう。以上を考慮すると、私は古い住宅をリフォーム改修することが常に正解とも思えず、金銭事情が許すのであれば、思い切って除却すなわち解体をして活用することも一案と考えます。

特定空家等を対象とした例ではありますが、つくばみらい市で補助対象経費の合計額の2分の1、30万円まで、龍ヶ崎市で補助対象経費の合計額の2分の1、50万円までなど近隣自治体でも老朽化した住宅の解体に対し補助を出している例があります。本市でも住宅の解体に対し、補助を出すお考えはあるか伺います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

現在、牛久市では旧耐震基準で建築された木造住宅の所有者に対して、国、県の補助制度を活用し、木造住宅耐震診断士派遣事業を継続しており、旧耐震基準の木造住宅の耐震化を促進しております。

御質問の旧耐震基準で建築された住宅に対する除却、建て替えの補助制度につきましては、1件当たり30万円から100万円を上限として、県内44市町村のうち9市町村が実施しておりますが、令和5年度の申込件数は、1市のみで1件の実施にとどまっております。

以上の状況から、旧耐震基準で建築された住宅に対する除却、建て替えの補助制度の効果は低いと分析しており、牛久市におきましては住宅の耐震化の促進は実施しておりますが、補助制度につきましては、現在検討しておりません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 続いて、他自治体では空き家対策に際し、対象住宅が旧耐震住宅の場合、支援を受ける条件として耐震改修を行うこと等により、耐震性の問題をクリアすることを求めている事例がございます。

本市では、空き家対策に関し、補助金等は導入されていませんが、支援策として中古物件の売買情報を掲載する空き家バンクがあります。

本市においても、住宅の耐震化を促進するため、空き家バンクへの旧耐震住宅の掲載については、耐震性を満たすことを条件とし、さらに今後補助金等が導入される場合も同様の条件を課すことについてのお考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

牛久市空家・空地バンク制度については、平成29年8月に第1次となる牛久市空家等対策計画を策定し、その中でも空き家等活用策の主軸として、同年9月に公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会様と協定を締結し、令和2年10月には、新たに空き地も対象に加えて運用して、大きな効果も現れております。

令和6年2月1日現在、空家・空地バンクの実績は、空き家につきましては登録件数92件、

成約件数が５９件、そのうち昭和５６年６月１日以前の旧耐震基準の空き家は３６件です。空き家の中にも旧耐震基準の物件は相当数実在しますが、活用できる物件も多くあると考えております。

このような物件を空家・空地バンク制度から外すのではなく、新たな所有者の下、耐震基準を満たす改修などを行い、利活用していただくためにも現在の制度を継続していくべきと考えております。

また、空家・空地バンク制度をさらに活用していただき、安定的な継続を進めていくためにも、令和５年第４回定例会において、石原議員からの会派代表質問にもありました支援策等の導入に関しては、空き家利活用の観点から何らかの方向性を考えながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○１６番 伊藤裕一 議員 続きまして、老朽化が進み手狭となっている牛久消防署の建て替えについて、以前にも同僚議員から質問がありましたが、建て替えの主体は稲敷地方広域市町村圏事務組合であります。建て替え用地の選定については本市で行うこととなっております。

建て替え用地は未定とのことでしたが、本件に関し、何らかの進捗があるか伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 牛久消防署は昭和５１年に竣工し、昭和５６年、平成２３年の２回の増築を経て、建築後４７年が経過しておりますが、平成２０年に内外壁や車庫床面等の改修工事と併せて、庁舎の耐震補強工事を行っております。

牛久消防署の建て替えは、当市の常備消防業務を行っている稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部が、稲敷広域消防本部管内の消防力を維持していく観点から、消防署の適正配置など稲敷広域管内全域の住民サービスの向上と運用効果につながるよう、消防本部が中心となり、構成市町村と協議、検討を進めているところでございます。

しかしながら、具体的な建設予定時期及び用地につきましては、現在のところ確定しておりません。

引き続き、消防本部と建設予定地の選定や時期等について協議を行ってまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○１６番 伊藤裕一 議員 用地の選定や建て替えについては、今後協議を行うとのことですが、いつ頃の時期までに決定することを考えていらっしゃるのか、答弁をお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 現在のところまだ未定でございます。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○１６番 伊藤裕一 議員 市役所と同様に、消防署は防災の際、拠点となるような重要施設でありますので、早期に検討いただきますよう望みまして、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、私は先月超党派の若手地方議員組織全国若手議員の会の研修で、静岡県浜松市を

訪問、私の出身小中学校の先輩でもある草地博昭磐田市長の講演を聞いてまいりました。

磐田市は、南海トラフ地震が想定される災害に対する危機意識が高いエリアであります。草
地市長が就任時に、副市長から防災に関し、ひとまずこれだけ読んでおけばいいと言われ、渡さ
れたのが消防庁資料、市町村長による危機管理の要諦という資料であったとのことであります。

危機事態が発生した場合、市町村長が一刻も早く本庁舎に駆けつける、避難指示等の発令に関
しては、見逃しよりも空振りをなど、防災に関する首長の基本的な心構えが記載されています。
1 点目の一刻も早く駆けつけるというのは当たり前と思われるかもしれませんが、地震発生時に
市長公用車が渋滞に巻き込まれ、市庁舎への到着に 2 時間を要した例、あるいは自転車に飛び乗
り、震災発生から 3 分で市役所に到着した例など、災害に直面した首長の各種事例が掲載されて
おり、想定以上にうまく対応できた場合もあれば、対応できなかった場合もあると、教訓に感じ
るところであります。

そこで、本市においても、同資料、市町村長による危機管理の要諦を参考としていくお考えは
あるか、あるいは既に参考とされているか伺います。

○諸橋太一郎 議長 稲葉健一市長公室次長。

○稲葉健一 市長公室次長兼秘書課長 お答えいたします。

総務省消防庁が作成しております資料、市町村長による危機管理の要諦につきましては、昨年
沼田市長が市長就任後に一読されております。

また、昨年 11 月には、同じく消防庁が主催する市町村長の災害対応力強化のための研修にも
受講されております。

この資料や研修では、先ほど議員もおっしゃったように、災害等における危機管理としての心
構えや、災害対策本部の立ち上げ、避難指示等の的確な発令、関係機関への応援要請に至るまで、
とても参考となる内容でありますので、今後とも活用し、いざ災害が発生した際に、迅速かつ適
切な判断、行動ができるよう、さらなる準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16 番 伊藤裕一 議員 既に一読されているとのことでありました。今後も活用いただき
たいと存じます。

また、質問項目には盛り込んでおりませんでした。危機管理という点では、市長職務を代行
できる副市長の存在が重要でありますので、早期人選を望みまして、次の質問に移ります。

先ほどの磐田市の例では、市長交代に伴い組織改編を行い、防災担当部門の危機管理課を総務
部から市長直轄課に変更したそうです。全国を見渡しても、同様の組織改編を行った事例がござ
います。

そうした組織改編にはメリット、デメリットがありましようが、主なメリットとしては、スピー
ディーな対応が可能になるということが挙げられると考えます。

別件で、本市では文化財保護等に関する組織改編が予定されているところでもございますが、
本市では防災部門を市長直轄するお考えはあるか伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

防災や危機管理部門を市長直轄の組織として編成している自治体があることは承知しております。

直轄組織とすることで、市長の指示系統の下、危機管理能力を高めるとともに迅速な対策、対応が図られ、積極的な防災危機管理施策の遂行が期待できると考えられます。

当市においては、市民部に防災部門を配置しておりますが、災害対策、対応に当たっては、これまでも市長を中心とする危機管理体制の下、十分な機動性と高い推進力によって政策を展開しておりますので、現在のところ組織改編の予定はございません。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 防災対策、最後の質問といたしまして、風水害に関して避難情報等の発令に当たっては、気象情報を基に機械的に発令する自治体もあれば、人の判断を入れる自治体もあるとのことであります。

本市は、風水害時の警戒レベルに基づく避難情報等の発令基準に基づき判断をしているものと承知をしております。しかし、公開されているのはPDF 1枚であり、最初に述べました人の判断を入れているのか、否かということを含め、詳細が分かりづらい面もありますので、改めまして、本市はどのように避難情報等の発令を判断しているのか。

さらに、詳細な避難情報等の発令基準を公表している自治体もありますが、本市でも詳細に公表するお考えはあるか伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 牛久市の避難情報の発令基準ですが、本市では牛久市避難情報等の判断伝達マニュアル（土砂災害・水害）を作成し、本マニュアルにて基準を定めております。

まず、土砂災害に関する高齢者等避難の基準については、次の1から3のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令することとしており、その場合とは、1つとして大雨警報（土砂災害）が発令され、かつ土砂災害の危険分布が警戒赤となった場合、2、数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合、3つ目として、警戒レベル3、高齢者等の避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合と定められております。

次に、土砂災害に関する避難指示の基準については、次の1から5のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令することとしており、その場合とは、1、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発令された場合、2、土砂災害に関するメッシュ情報で、非常に危険、薄紫色となった場合、3、警戒レベル4、避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合、4、警戒レベル4、避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近、通過することが予想される場合、5、土砂災害の前兆現象、山鳴り、湧き水、地下水の濁り等が発見された場合と定められております。

次に、土砂災害に関する緊急安全確保の基準については、次の１から２のいずれかに該当する場合に、緊急安全確保を発令することとしており、その場合とは、１、大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合、２、土砂災害の発生が確認された場合と定められております。

また、水害に関する高齢者等避難の基準につきましては、次の１から２の場合に高齢者等避難をすることとしており、その場合とは、１、避難を伴うような浸水、道路冠水になると予想される場合、２、堤防巡視等により危険が予測される場合と定めております。

次に、水害に関する避難指示の基準については、次の１から３の場合に避難指示を発令することとしており、その場合とは、１、大雨警報（浸水害）または洪水警報が発令され、地域の累積雨量が２００ミリを超え、さらに多量の降雨が予想される場合、２、消防署など関係機関から避難の必要性に関する通報があった場合、３、浸水の発生に関する情報が住民等から通報された場合と定められております。

これらの要件に該当する事象が発生した場合には、今後の気象状況及び発令時間が深夜になった際、二次被害が起きる可能性等を考慮しつつ、災害対策本部や警戒本部にて避難情報の発令を速やかに検討、判断することとなります。

なお、本マニュアルにつきましては、避難情報発令の詳細な基準を定めたものであり、避難情報の伝達文の記載等がある運用マニュアルのため、ホームページでの公開は実施しておりません。

牛久市としましては、現在ホームページで公開しております発令基準というものを公開しておりますので、それを併せて、それを基に市から避難情報が発令された際には、市民がどのような行動を取るべきかを御理解いただけるよう、今後も広報紙等にて周知を実施していきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○１６番 伊藤裕一 議員 詳細に答弁をいただきました。実際は、人の手により各種情報を基に判断しているということを理解いたしました。

続きまして、大きな２点目の質問に移ります。

本市では、早い地区では午前８時から家庭一般廃棄物であるごみの回収が始まりますが、遅い地区では回収が１３時頃になる地区もあると伺っております。

回収が午前８時頃に始まる地区にお住まいの住民から、回収時刻が早過ぎるのではとの意見をいただきましたが、現状確認として家庭ごみの回収は何時から何時まで行われているのか。さらに、回収開始時刻を後ろ倒しする、あるいはコストや業者の手間を考えると難しいかもしれませんが、人員を増やし、短時間で回収する等の方法により、回収開始時刻を遅くすることはできないか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 牛久市には約２，３００か所のごみ集積所があり、市民の方には朝８時までにごみ出しをするようにアナウンスをしております。

現況のごみの収集運搬は、朝８時から集積所へ排出されたごみの回収を開始し、回収車両の積込状況を見ながら、都度牛久クリーンセンターへごみを搬送し、再び集積所へ向かい、回収作業

を再開することを繰り返しております。

集積所に排出されたごみの量によりますが、最後にクリーンセンターへ到着する車両は、通常 15 時 30 分から 16 時頃の時間帯となっております。

回収時間を 8 時ではなく、もう少し遅くできないかという御質問でございますが、遅くしたことでの問題点として、牛久クリーンセンターの運転管理時間の変更が生じてしまうことや、冬場に至っては、日の入り時間が早く、暗くなってからの収集運搬が発生することとなり、集積所の見過ごしや住宅地走行時の安全確保に支障が生じることが考えられます。

また、収集車両を増車し、収集運搬にかかる時間の短縮を考えた場合、車両台数や人員を増やすことは、収集運搬委託会社に負担を強いることとなり、現実的ではないというふうに考えております。

これらの要因から、収集運搬開始時間を遅くする考えはございません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 様々な難しい事情があるということを理解いたしました。

続きまして、2 点目のごみ袋形状につきましては、昨年 6 月にも一般質問を行いました。市長が市議会議員時代同様の質問を行っていたとお聞きしたこともあり、再度の質問をさせていただきます。

本市のごみ袋形状は、平袋タイプであります。これを持ち手のあるレジ袋形にすることについてのお考え、さらに以前の同様の一般質問に対しては、市民アンケート調査の結果から、形状変更は考えていないとの答弁でありましたが、市民の方がイメージをしやすくするために、試作品の製作は考えていないか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 ごみ袋の形状変更については、過去の一般質問においても何度か質問をいただいております。

ごみ袋の形状変更については、令和 2 年度に実施したごみの減量資源化促進に関する市民アンケート調査において、民意を確認しております。

対象人数 3,000 人に対し、1,515 件の回答があり、現状の形、平袋がよいとの回答は 75.6%、1,145 件、手提げタイプの形がよいとの回答は 22.0%で 333 人という結果でございました。75.6%の市民が平袋を支持しているという結果から、形状変更の考えはございませんが、令和 6 年度に市民アンケートの実施を予定しており、アンケート結果を基に民意を反映させる形で議論してまいりたいと考えております。

試作品の作成につきましては、令和 6 年度において作成する予定はございませんが、試作品を作成し、強度、使い勝手、コスト比較等を事前に確認することは、有効な手段というふうに考えておりますので、今後の検討する判断材料の一つとさせていただきたいと思っております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 確かに平成２５年の９月に私、市議会議員時代にこのごみ袋の形状について一般質問を行いました。当時は、この市民アンケートの調査というのがたしかされていなかったと記憶しております。

先ほど次長のほうからお答えがありましたこの市民アンケートの調査結果が７５．６％の市民の方が現状のままで満足しているといったこと、またごみ袋の形状を変えることによって、そのごみ袋を購入するに当たってのコスト単価も上がってしまうという、この物価高騰に対しての今の状況を加味しますと、なかなかそういった今すぐごみ袋の形状を変えるといったのが現実的ではないというふうに判断しております。

議員のこの質問に対しての意見は、一つの意見としてお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○１６番 伊藤裕一 議員 市民アンケートに反するということはできないが、今後も検討していただきながら、また試作品につきましても検討はするということでありましたので、前向きに検討いただくよう望みまして、次の質問に移ります。

３点目につきましては、こちらもテーマが重なりましたが、ごみ処理広域化についての質問であります。

周知のとおり、龍ヶ崎地方塵芥処理組合、龍ヶ崎地方衛生組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合の３組合統合案をきっかけとして、現在新たに設置された協議会において、ごみ処理の広域化に関して検討が進められています。

現在稼働中の牛久クリーンセンターは、長寿命化が実施され、令和１５年度までの稼働を予定しているとはいえ、各種調整の時間を考慮する等、広域化の検討を加速するべきと考えますが、直近で何らかの進展はあったのか、検討状況を伺います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 ごみ処理広域化につきましては、甲斐議員の一般質問で答弁させていただきましたとおり、広域化行政検討会議及び茨城県ごみ処理広域化ブロック会議の中で今後検討を進めてまいります。

スケジュールにつきましては、ブロック会議の令和６年度事業として、今後検討を行っていくための基礎調査をコンサルタントへ委託することを予定しております。

具体的には、広域化及び単独運営の１４パターンについて、施設整備費、施設運営費、収集運搬費について試算し、効果を検討し、評価を行うものになります。それ以外の具体的なスケジュールや、一部事務組合の統合については、広域行政検討協議会及びブロック会議の中で検討を進めていく予定というふうになっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○１６番 伊藤裕一 議員 今後も検討をスピード感を持ってされるよう望みまして、私の一般質問を終了いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で、１６番伊藤裕一議員の一般質問は終わりました。

次に、4 番磯山和男議員。

〔4 番磯山和男議員登壇〕

○4 番 磯山和男 議員 最後の質問となります。時間も時間ですので、早めに終わらせたいと思います。

そのためにも、前向きな答弁をいただければ、より早く終わるかと思しますので、よろしくお願いいたします。

私からは、大きく3つの質問をさせていただきます。

まず1つが、おくの義務教育学校北校舎、旧奥野小学校の再利用、利活用についてであります。来年の4月から、この校舎空きになりますけれども、そちらのほうに、まず歴史民俗資料館のようなものを設置していただきたいという要望であります。

牛久市には、このような資料館というものがありません。文化財や歴史的価値のあるものが、市内に点在しているというか、何か所かに展示されているということになっていると思うんですが、こういったことであると、見て回る人もどこに展示してあるんだろうか、それとどこにどういうものが展示してあるのかというの、ちょっと分かりづらいのかなというふうにも思ったりもいたします。

また、展示場、まとまった展示場がないために、こういった文化財などが、倉庫、倉庫というかとあるところに保管されていて、人に見られることもなく、展示されていないというようなこともあるというふうに聞いております。

こういったことでありますので、学校の校舎かなり大きいものです。こういったところに展示場というか、資料館みたいなものを設けて、皆様にそこで見ていただくというような形にしてみたらいかがかなというふうなことであります。

この要望というか希望は、奥野地区の人だけではなく、ほかの市民の方からもせっかくそういったところが、建物があるのであれば、ぜひとも資料館のようなもの、資料館を造ってもらったらどうなんだろうかという声もいただいております。答弁のほう、よろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 お答えいたします。

おくの義務教育学校北校舎の利活用につきましては、令和7年4月の一体型校舎の運用開始に向け、その後の利活用を検討しているところでございます。

これまでタウンミーティングでの御意見や、奥野地区において開催いたしました意見交換会などにおいていただいております御意見、また、利活用を希望する団体からの要望などを基本とし、今後地域の御意見を踏まえながら、方針を決定していく段階となっております。

議員御案内のとおり、牛久市には文化財を保存、公開する博物館や資料館が現在ありません。そのため、中央生涯学習センター、住井すゑ文学館、旧岡田小学校女化分校、牛久シャトー内のオエノンミュージアムなど、既存施設を活用し、文化財の保存公開に努めており、博物館や資料館の必要性については、十分に認識をしております。

御質問のありましたおくの義務教育学校北校舎における歴史民俗資料館の設置につきましては、

整備及び開設後の運営に要する財源などの課題もあるため、国庫補助金や他自治体の事例について、引き続き情報収集を行い、検討させていただきますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 ありがとうございます。

牛久シャトーなんかも、展示場所にしてやられるというのはとてもいいことだと思います。ただ、こういった文化財とか、中には芸術的なものであったり、または昔古くから使われていたような歴史的価値のあるもの、そういう性質の違うものがあるかと思います。牛久シャトーのほうには何かこう技術的なものを展示して、北校舎、奥野ですので昔から使われた農機具であるとか、また使用していた道具であるとか、そういったものをこの奥野のほうに展示するというようなやり方も、また面白いのではないかなという気もいたしますので、ぜひとも北校舎の利活用の一つとして考えていただきたいというふうに思って、次の質問に移ります。

また、北校舎のことなんですけれども、FM-UU、これ正確にはエフエムうしくうれしく放送というんですか、ちょっとあれですけれども、FM-UUと言わせていただきますけれども、FM-UUのスタジオを、この奥野の北校舎のほうに設置していただければというふうなことを考えております。

このFM-UUのスタジオは、この市役所の敷地内の保健センターの2階をメインスタジオとして、聞いたところによりますと、エスカード、それと市内のお店に1か所、計3か所があるというふうに聞いております。

これらは、町うちに、駅周辺に集中しております。牛久には沼がとてもきれいに見えるような水戸街道の向こう側の風景であるとか、また逆行きますと、奥野のような里山もあります。そういったところから、定期的に放送してもらって、牛久をより知っていただく、特に奥野のPRにもなりますので、そういった設置を考えていただければと思っております。答弁のほうよろしく願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行市長公室長。

○飯野喜行 市長公室長 お答えいたします。

コミュニティFMうしくうれしく放送につきましては、地域に密着した情報を発信することにより、にぎわいのあるまちづくり、またコミュニティ活動の活性化に貢献するため、平成27年8月24日に、保健センター2階に放送局を開設いたしました。

市では、月曜日から金曜日の午前10時30分から11時30分の1時間、また、市が行うイベントのサテライト放送5回分を業務委託をしまして、地域で行われておりますイベントや身近な話題、文化スポーツ、商業観光一斉情報など、様々な情報を配信をしていただいております。

しかしながら、FMうしくうれしく放送が公益性の高い情報発信を行っているとはいえ、民間事業者でありまして、経営方針につきましては市では決定する権限がございませんので、議員より御提案のありました放送局の設置につきましては、月に一度行われております運営会議の中で、

御提案の内容につきましてはお伝えをさせていただきたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 ありがとうございます。

それと、1点、この北校舎について確認をさせていただきたいと思います。

北校舎の使用につきまして、再利用につきましては、今いろいろと考えていただいているとは思いますが、地域の意見を取り入れながら、地域だけではなく牛久市民の方にもいろいろこうしたらいんじゃないかというアイデアがあるかと思います。

これらは、引き続いて聞き続けていただけるのか。それとある程度、取りあえずこういった形で北校舎の再利用をするということが決まった後も、ある程度地域の人たちが、今ですね、結構北校舎で少しずつ湧いているんですね。こんなことやれたらいいなとか、こういうことどうだろうねというような話が出ているとも聞いております。

なかなか、今すぐ決まらなくても長年にわたって、こんな使い方もできたらというのも出てくるかと思うんですね。そういったときに柔軟性を持って、また聞いていただけるのかどうか、この辺のところもちょっとお伺いしたいです。よろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 現状では、利活用につきまして、内容や利用する相手方が決定していない段階となりますので、お答えしにくいものではあるんですが、北校舎の利活用につきましては、新しい活用が始まった後の市民の皆様からの提案につきまして、決定した内容や、利用開始した利用内容や、その相手方との契約などの内容にもよるとは思うんですが、利用している事業者等との協議など、その時点で市が関与できる範囲におきまして、利用状況を踏まえながら、適宜検討していきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 後々こういうことでということであっても、そこで何か教室の中を衣替えしろとかそういうことじゃなくて、中には単純にその場所を使って、何か行事をやりたいとかということも出ようかと思いますので、その辺のところは柔軟性を持って、今最初から地域の人たちの意見を聞いてくださるということですので、地域の人たちのある程度、何というんですか、いろんなことができる場として利用もこれからして、皆さん希望もあるかと思いますが、その辺のところを考慮していただけたらというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。次は、奥野運動広場トイレの修繕と洋式化です。

こちらのほう、結構年季が入っております。床、壁、便器とも古くてちょっと見た目も汚れているようなというふうに見えてしまうような状態にもなっております。また、洋式便器も男女それぞれ1か所ずつだけであります。

こちらの運動広場も少年野球、少年サッカー、また奥野地区以外の方がテニスコートを借りてやりに来られたり、また奥野地区でもグラウンドゴルフであったりとか、体育祭であったりとか、そういったようなことで使用もされております。そういうグラウンドゴルフ、体育祭などにおい

ては、特に高齢者の使用ということも十分ありますので、ぜひともまずきれいにしていただきたいのと、洋式化も進めていただきたいということでお願いしたいんですが、答弁お願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 お答えいたします。

奥野運動広場のトイレについては、平成元年の供用開始以来改修が行われておらず、当時のままの状態となっており、洋式化への改修についての必要性は承知しております。

奥野運動広場に限らず、市公共施設につきましては、牛久市公共施設等総合管理計画の中で、整備、改修の必要性の有無を検討しながら、順次進めているところです。

トイレ整備につきましては、少なからず費用がかかることが想定されますが、市民体育祭など多くの市民の皆様にご利用いただいている施設でもありますので、さきに申し上げました計画の中で、その必要性をしっかりと協議し、改修ができるよう検討を進めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 市としてもいろいろな場所がありますので、順番というのはあると思います。どうかこのトイレが歴史民俗博物館行きにならないうちに進めていただければと思います。

次の質問に移ります。同僚議員からも防災に関して一般質問たくさん出てきております。それで、市の考え方、また備蓄の仕組みであるとか、今回聞けてよかったなというふうに思っております。

今回の能登半島の地震でテレビ放送などを見ていて、改めて残念だなというふうに感じたところがあります。それは、阪神淡路、それから東日本、熊本の地震、今回の能登半島の地震、テレビ報道で映ってくるその映像ですが、相変わらず同じなんだなというのを感じたんですね。

結局、水が出ない、電気が通らない、食べ物が届かなくて1日1食で過ごしている。また、寒いのに暖が取れない。そういったようなことがもうずっと繰り返されているんだなというのをすごく感じました。

このような大きな地震があったときに、市のほうは市のほうで備えたり、いろいろな考え方がある、それはとてもいいことです。ただ、今回見てみても、それまでの地震でも見てみても、第2次避難所というのがあっても、そちらのほうには行かない。行かないというのは自分のうちの近くのほうがいいからということもあるんでしょう。

それと、第2次避難所に行けないという方たちもいて、それらの映像を見ますと第2次避難所だけではなく、自分たちの牛久で言う行政区ですけれども、の会館であったり、公会堂であったり、そういったところにずっといる、いざるを得ない、そういった光景もよく見ます。公会堂だけじゃなくて、公会堂までも遠いような山村の地域であれば、近所のうちで皆さんで集まっていると、そういうような光景も見られます。

そういったときに、食べるものがないとか何とかという、個人でも備蓄をしてということをして市のほうもどんどん進めてくださっていますけれども、残念ながら人間って痛い思いをしないと

いうところがあるかと思います。

今回の地震も、言い過ぎかもしれませんが、遠いところで起こったことだということなことで、どうも危機感というのがどれほど一人一人にあるんだろうかというのをすごく感じるんですね。今回この能登半島の地震、特に元日ということもありますので、すごく印象が強くなったと思います。

ですので、皆さんいろいろ考えているんだろうなというふうな、意識も高まっているんだろうなと思うんですけども、そういった報道を見まして、やはり第2次避難所というものにだけにとらわれず、また市役所というものを、変な言い方ではなく当てにしないと、当てにしないとというのは変な言い方で申し訳ないんですけども、まず自分たちのまちは自分たちで守る、自分たちで踏ん張る、こういうような備えというのも各行政区が、行政区の地理的な部分であるとか、環境によっても違うかと思います。第2次避難所にも程近い行政区であれば、第2次避難所ということもあると思うんですけども、中にはそこまで4キロ、5キロあるというところもあったりもします。

そういったいろいろなことを今言ったんですけども、現実的にまず各行政区で、まず踏ん張れる、そういうような力もやはり必要なのではないかなというふうな気持ちを私自身は持っています。

そこで、各行政区に全てではありませんけれども、自主防災会組織というのがあります。その自主防災会組織の強化を牛久市には防災部会というこれも頼もしい部会があります。多くの方が登録をしていただいているというふうにも聞いております。

こういった人たちは防災に対して勉強もして、試験にも合格してなられている方です。こういった人たちの力をどんどん、言葉は悪いですけども、活用、活躍していただいて、市と一緒に、市も自分たちだけで考えるというのではなくて、そういった人たちと一緒に考えて、そして各行政区、各行政区の自主防災会の評価ですね、いろいろな講習をしに行くとか、またはそういった行政区でどういう備えが必要なんだろうという相談に乗るとか、そういうようなことを進めていくというのもひとつ必要なのではないかなというふうに思います。

行政区によっては、自主防災会組織がないところ、また自主防災会組織があっても、年間ほとんどというか全然に近いぐらい活動していないところ、または避難訓練とかやっているけれども、マンネリ化してしまっていて自分たちのところで一体どういうことを考えればいいのかというのもちよっと悩んでいるというような、これは行政区長の言葉でしたけれども、そういったところもあります。また、逆にいろいろ考えているところも、自分たちのところは自分たちでどうにかしようというようなところもあります。

といったところで、ぜひとも市内の自主防災会組織の組織力の向上のために、牛久市防災士部会の方たちの活躍をお願いしたいと思いますけれども、御答弁のほうよろしく願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 自主防災組織を構成員とする防災会や、防災士の集まりであります防災士部会の活動といたしまして、3月の15日になりますが、牛久市中央生涯学習センターの多目

的ホールで、自主防災組織の活動発表会を予定しております。発表会は、自主防災組織の活動が活発な行政区に日頃の活動内容を発表していただき、自主防災組織を立ち上げたものの、活動が実施できていない行政区や、自主防災組織をまだ立ち上げていない行政区に対して役立つものになればというような趣旨で考えてございます。

さらに、行政区長や各行政区防災担当者及び防災士が一堂に会した場を設けることによりまして、行政区と防災士の結びつきにつながり、自主防災組織の活性化にもつながるものと考えております。

なお、行政区で実施する防災訓練の申込み様式には、協力依頼が可能な機関に防災士部会というような表記もございまして、行政区からの要望があれば、防災士部会の防災士を行政区の防災訓練に派遣できるようにしているところでございます。行政区より防災訓練の申込みがあった場合に、周知を改めてさせていただき、それぞれの活動が活発になるようにしていきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○４番 磯山和男 議員 答弁の中にもありましたけれども、手を挙げたところにはというふうなところですね、防災士を紹介すると。ぜひとも手を挙げる、挙げないに関係なく、やはり防災士の方と防災会等で、いろいろなことを話し合いをしていただいて、逆にこちらからおたくの自主防災会または行政区は、防災のことで困っていないのか、またはどういうふうになっているのかというような働きかけも逆にしていただけるような形で、やっていただければというふうに思います。

まず、いろんな備え等するのはいいことだと思いますけれども、現実には本当に思ったようにはならないということも確かだと思います。我々いろいろ見てきているはずですので、もっと実情に見合った考え方というのを持つのも一つだと思いますので、これからも防災士の方たちをどんどん活躍していただけるようになっていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

これで私の質問を終わります。

○諸橋太一郎 議長 以上で、４番磯山和男議員の一般質問は終わりました。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は１３時１０分といたします。

午後０時０５分休憩

午後１時１０分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、諸般の報告をいたします。

市長提出議案第３８号議案の１件の追加提出がありましたので、サイドブック스에登載いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第２、議案第７号ないし日程第３０、議案第３５号の２９件、日程第３１、意見書案第１号の１件を一括議題といたします。



- 議案第 ７号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第 ８号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第 ９号 牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第１０号 牛久市学校給食費条例の一部を改正する条例について
- 議案第１１号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第１２号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第１３号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第１４号 牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第１５号 牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第１６号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第１７号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第１８号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について
- 議案第１９号 令和５年度牛久市一般会計補正予算（第９号）
- 議案第２０号 令和５年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
- 議案第２１号 令和５年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
- 議案第２２号 令和５年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）
- 議案第２３号 令和５年度牛久市下水道事業会計補正予算（第３号）
- 議案第２４号 令和６年度牛久市一般会計予算
- 議案第２５号 令和６年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第２６号 令和６年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 議案第２７号 令和６年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 議案第２８号 令和６年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第２９号 令和６年度牛久市下水道事業会計予算
- 議案第３０号 市道路線の認定について

議案第31号 市道路線の路線変更について

議案第32号 市道路線の廃止について

議案第33号 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について

議案第34号 財産の無償譲渡について

議案第35号 牛久市・阿見町斎場組合規約の一部を改正する規約について

意見書案第1号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）の防止対策の強化を求める意見書の提出について

○諸橋太一郎 議長 これより議案第7号ないし議案第35号の29件並びに意見書案第1号の1件について、順次質疑を許します。

ここで、質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。質疑発言は明瞭簡潔にその範囲を超えないようお願いいたします。また、答弁に際しましては的確かつ簡潔明瞭にされるようお願いいたします。また、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑されますようお願い申し上げます。

初めに、議案第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第8号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第10号についての質疑を許します。9番遠藤憲子議員。

〔9番遠藤憲子議員登壇〕

○9番 遠藤憲子 議員 それでは、議案第10号、給食費条例の一部改正について、質疑をしたいと思います。

御承知のように中学校からの給食費の無償化ということの理解はするものです。しかし、6年度の当初予算では、保護者負担が約2億4,200万円ぐらい、それから中学生の無償化として1億1,747万円、合計で約3億5,900万円ぐらいですね、これが保護者負担というふうに理解をするものです。

もう4月1日実施ということでは対象者の数、それから、周知方法ですね、該当、対象とする方の周知方法、それと大半の保護者の皆さんは、給食費を金融機関から納付をされていると思いますが、この調整が必要ではないかと思いますが、その辺をどういうふうに考えるのか。

それと、就学援助を受けている方の対応、それも伺います。

それと、この条例の中で書いてある当分の間この考えとして、例としては、水戸市では1年間

中学校から始めました。そして、翌年では小学校の高学年ということの報道もあります。この中で、財源の確保により拡大ということを今後判断していくのかどうか、その辺を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 中学生に対する給食費の無償化の周知方法につきましては、広報紙等、またホームページ等で周知していきますが、当然議会の承認を得てという形になると思っていますので、御同意いただいた場合には、速やかに各方法を使って周知してまいりたいというふうに考えております。

それから、就学援助については、これまでも低所得世帯等に対しての援助を行ってきておりますので、そういった部分についてはこれまで就学援助分で賄ってきた部分については、今回は要するに低所得者に対してのその部分は、給食費部分は無償化ということになりますので、そこはマイナスになるかなというふうに考えております。

それと、当分の間については、これは要するに時期が明確に、まだこちらとしても様々な状況を勘案しながら、そのほかの部分については小学生部分ですね、小学生の方々についての無償化に対しては、これから検討していくということですので、当分の間と、時期まだ未定というような表現を使わせていただいているところです。

以上です。

対象人数につきましては、中学生部分については、現時点では2,277人というふうに把握しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 それで、中学生の数が2,277人というふうに出ました。この対象者の中に、一般質問の中でもありました牛久市立学校設置条例、この別表に掲げています6校ですね、そこだけということでありましたので、例えばこの中で学校に行かれない子、要するに不登校のお子さんとか、あと学校給食でいろいろ食べられない子、そういうようなことの対応なんかもここに対象としてカウントされているのかどうか、その辺も伺いたいと思います。

それと、議会の議決を得てからということなんですけれども、結局この中学生の無償化の金額、算出をされているわけですから、もういろいろと準備も整っていると思うんですね。確かに広報紙等利用すれば、皆さんに周知できるかと思うんですけれども、その辺だけでは足りないので、その辺もやはりきめ細やかな対応、それをぜひお願いしたいと思います。

それと、就学援助のほうは、給食費分をマイナスした分が支給されるということで、これは了解をしました。

それと、当分の間の考えですね、多分財政問題からこのような判断をされたんだと思いますが、段階的に無償化を実施をするということですね、これやはり牛久市の子育て世帯への支援だと思いますので、この辺について当分の間というちょっと曖昧な言い方ですね、その辺というのは大変多くの保護者の方も期待を持って見ておりますので、これについてはぜひ早急な判断をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

1 件だけ、先ほどの対象者数ですね、その判断の内容について伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 先ほど申し上げた人数につきましては、いわゆる中学生の人数ということですので、様々な事情で給食を食べない方とか、そういった方の人数は入っておりません。全ての中学生の人数ということです。

○諸橋太一郎 議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第 10 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第 11 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第 11 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第 12 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第 12 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第 13 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第 13 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第 14 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第 14 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第 15 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第 15 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第 16 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第 16 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第 17 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第 17 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第 18 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第 18 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第 19 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第 19 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第 20 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第２０号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第２１号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第２１号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第２２号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第２２号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第２３号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第２３号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第２４号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第２４号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第２５号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第２５号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第２６号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第２６号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第２７号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第２７号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第２８号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第２８号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第２９号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第２９号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第３０号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第３０号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第３１号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第３１号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第３２号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第３２号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第３３号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第３３号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第３４号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第３４号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第３５号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第３５号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第１号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で意見書案第１号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第３２、議案第３８号の１件を議題といたします。



議案第３８号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○諸橋太一郎 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。沼田和利市長。

〔沼田和利市長登壇〕

○沼田和利 市長 現在、上程しております議案に加え、本日１件の追加議案を上程いたします。

議案第３８号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、文言の整理を行うものであります。

以上が、条例の改正の概要であります。詳細につきましては、お手元の議案書等により御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより議案第３８号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で、議案第３８号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております日程第２、議案第７号ないし日程３０、議案第３５号の２９件及び日程第３２、議案第３８号の１件、並びに日程第３１、意見書案第１号の１件については、会議規則３７条第１項の規定により、サイドブックス登載の付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

つきましては、受託案件を審査終了の上、来る２２日の本会議に審査の経過及び結果を報告さ

れるようお願いいたします。

次に、日程第33 休会の件を議題といたします。



休会の件

○諸橋太一郎 議長 お諮りいたします。明日8日から21日までの14日間は、委員会審査、土日及び議事整理のため休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、明日8日から21日までの14日間を休会とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時27分散会